第4節 行財政改革推進課

[総括概要]

行財政改革推進課の主な分掌事務は、行財政改革、指定管理者制度、公共施設の 集約化及び再配置等について、庁内の調整を図る業務である。

行財政改革については、平成29年度に策定した第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づき、実施計画の進捗管理に努め、行財政の健全化に向けた取組みを行った。また、令和5年度から令和9年度までの第3次行政改革大綱・財政自立計画を策定した。指定管理者制度については、栃木市渡良瀬の里の指定管理者の指定に当たり、栃木市指定管理者選定委員会に諮問し、候補者(案)の選定を行った。また、全ての制度導入施設について管理状況評価を行った。

公共施設の再編については、公共施設のあり方ガイドラインにおいて、30年間で延床面積を25%削減する目標を掲げており、目標達成に向けた取組みを行った。

また、公共施設のあり方等を検討するため設置している、公共施設適正配置計画 推進会議において、取組み内容の確認や進捗管理等を行った。

令和 4 年度の施設カルテについては、各施設の基本情報、今後の方向性、課題等を取りまとめ、市ホームページに公表した。

未利用公共施設の処分等については、旧藤岡第二中学校、旧西方保健センター、 旧大平子どもセンター等に関して検討を行った。

行革・施設再編係

1 行財政改革

平成29年度に策定した第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づき、実施計画の進捗管理に努めた。

なお、栃木市市民会議が次のとおり開催され、行政改革大綱・財政自立計画に対する 意見書が提出された。

- 総合計画部会 7月27日(水)、7月29日(金)、8月4日(木)
- 全体会 9月27日 (火)

また、市民会議等の意見を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの第3次行政改革大綱・財政自立計画を策定した。

2 指定管理者制度

(1) 指定管理者選定委員会の開催

開催日	内 容
5月20日(金)	管理状況評価
8月18日(木)	指定管理者選定ヒアリング、候補者(案)の選定

(2) 選定委員会による管理状況評価(3次評価)を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称	評価
1	栃木市渡良瀬の里	株式会社メディカルフィットネス とちの木	A
2	栃木市大平まちづくり交流センター (プラッツおおひら)	株式会社大高商事	A

- ※評価はA・B・C・Dの4段階評価
- ※上記施設以外は、指定管理者による自己評価(第1次評価)及び施設所管課による評価(第2次評価)を実施
- (3) 公募により選定を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称
1	栃木市渡良瀬の里	株式会社フジオカクリーンワークス

(4) 公募外により選定を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称
1	栃木地区急患センター	一般社団法人下都賀郡市医師会

(5) 公募外(優良管理者更新制度)により選定を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称
1	栃木市大平まちづくり交流センター	株式会社大高商事
1	(プラッツおおひら)	

3 公共施設のあり方ガイドライン (公共施設等総合管理計画) の改訂

公共施設等総合管理計画については、総務省からの策定要請に基づき平成27年度に策 定したものであるが、令和3年度に掲載必須事項等が示されたため必要な改訂を行った。

4 公共建築物個別施設計画の改訂について

「栃木市公共建築物個別施設計画」については、国の「インフラ長寿命化基本計画」 (平成25年度)に基づき令和2年度に策定したものであるが、掲載必須事項等の記載漏れ があったため、必要な改訂を行った。

- 5 栃木市公共施設適正配置計画関係
- (1) 栃木市公共施設適正配置計画推進会議

公共施設適正配置計画に定める取組みの実施等について、庁内の合意形成を図るための協議を行った。

開催日	主な内容
	・施設カルテについて
	・取組状況等について
10月19日 (水)	・公共施設再編方針に係る協議について
	・公共施設のあり方ガイドラインの改訂について
	・公共建築物個別施設計画の改訂について

3月(書面開催)

- ・栃木市公共施設適正配置計画(第2期計画)策定に向けた専門部会の構成メンバーの変更について
- ・地域施設再編モデル (総合支所の複合化) 専門部会及 び作業チームのメンバーの変更について
- ・栃木市総合支所複合化基本方針の改訂について
- (2) 施設カルテの作成

市内の全ての公共施設(701施設)について、利用状況等をとりまとめた施設カルテ を作成し、ホームページで公表した。

- 6 未利用公共施設に関する取組状況等
- (1) 未利用公共施設処分方針検討委員会の開催 旧藤岡第二中学校の処分方針の検討を行った。(全3回)
- (2) 旧西方保健センターの活用 令和6年より、西方地域福祉関係施設等として活用するための調整を行った。
- (3) 旧大平子どもセンターの処分 令和5年度に解体設計、令和6年度に解体・売却の準備を進めるため、事前に地元自 治会に説明を行った。
- (4) その他
 - ・伝建地区拠点施設 → 危険建築解体工事中(蔵の街課)
 - · 旧大平南第二保育園 → 解体工事中(保育課)
 - ・消防団機械器具置場 → 廃止となった施設を随時解体(消防総務課)
 - ・東陽中学校 → 屋外トイレ解体工事中(学校施設課)
 - ・旧国府地区公民館 → 解体設計、R5解体予定(管財課)